

平成29年度第2回岐阜県図書館協議会議事要旨

1 開催日時 平成30年2月20日(火) 午後1時30分～午後3時50分

2 開催場所 岐阜市宇佐4丁目2-1 岐阜県図書館 2階 特別会議室

3 会議日程

- ・館長挨拶
- ・県教育委員会学校支援課長挨拶
- ・委員長挨拶
- ・議題

<協議事項>

○平成30年度岐阜県図書館の運営について

①平成29年度図書館評価の中間報告

②平成30年度アクションプラン(案)

4 委員の現在数 10名

5 出席委員等の人数及び氏名 9名

委員長 高橋 博美

副委員長 葉袋 秀樹

委員 梶井 芳景

委員 片山 誠吾

委員 加藤 真人

委員 金森 さちこ

委員 倉地 幸子

委員 寺澤 裕子

委員 堀江 弘美

事務局出席者

鍋島館長、西村総務課長、矢島企画課長、酒向サービス課長、多田担当主幹兼企画振興係長、五十川管理調整係長、村田資料係長、富田リニューアル推進係長、近藤図書利用係長、和田調査相談係長、渡辺郷土・地図情報係主査

県民文化局出席者

高橋文化伝承課管理調整監

県教育委員会出席者

北岡学校支援課長

6 議事の経過及び結果

[午後1時30分、総務課長の司会進行により、協議会の開会に先立ち、館長から挨拶を行った。]

(鍋島館長挨拶要旨)

この一年間、「情報共有・発信型図書館」をめざして取り組みを進めてきたが、その状況と来年度の展望について説明をさせていただく。

遠隔地利用サービスについて、前回の協議会で岐阜、西濃圏域の利用は多いが、飛騨や東濃圏域の利用が少ないというご指摘を受け、できることから取り組みを進めている。まず、貸出延長については、これまでは来館していただく必要があったが、自宅でインターネットを使って手続きができるサービスを開始した。

また、今年1月から当館の資料を直接、自宅に宅配するサービスを開始した。更に、音楽サービスについても、新年度、自宅で直接、当館からの音楽配信サービスを受けられるよう検討している。

利便性の向上ということでは、マイナンバーカードを貸出証として活用する実証実験を2月から開始した。県内の公立図書館にも同様の呼びかけを行っており、実現すれば一枚のマイナンバーカードで県図書館と市町村図書館が利用でき、利便性の向上につながるものと考えている。

課題解決の支援のうち、子育て支援については、パパと過ごす図書館を関係機関の協力をいただき計10回開催した。2月3日には教育評論家の尾木直樹氏と紺野名誉館長との子育てに関するトークショー、乳がんの検診及び児童虐待防止、女性の活躍推進の展示など、子育て世代に包括した重層的な取り組みを実施した。

がん対策については、年度当初に県総合医療センターのがん患者交流サロンへ貸出文庫を設置したが、これに加え11月には「公立図書館とがん相談支援センター連携ワークショップ」に当館も協力し、多数の参加者を得ることができた。県図書館としてもがん教育を進めていきたいと考えており、新年度は岐阜大学医学部、県教育委員会等と連携して親子で学ぶがんリレー講座を開催する予定でいる。

ビジネス支援については、データベースを新たに7種類導入するとともに、12月に「ビジネス支援コーナー」を設置した。新年度については、ハローワーク岐阜との連携を考えている。

郷土理解については、昨年秋に堀江敏幸さんや朝井リョウさんなど現在活躍中の郷土出身の6人の作家を紹介する展示をし、現在は、明治・大正・昭和の郷土作家11人を紹介する「飛山濃水の文学」を開催している。新年度は、明治150年に関連した展示や講演会を予定している。また、姉妹県である鹿児島県と連携した展示も計画している。

世界に開かれた交流の場については、岐阜大学の留学生や国際交流員と語り合う小学生向けの交流会を開催したが、新年度は中学生を含めて開催を予定している。また、フランスのオ＝ラン県と岐阜県との間で積極的に交流が進められており、新年度は図書館間の交流も考えている。

このように引き続き、情報共有・発信型の図書館の推進の取組みを進めていくので、委員の皆様の変わらぬご指導をお願いしたい。

(北岡学校支援課長挨拶要旨)

県教育委員会で主に学校教育を担当しているが、学校教育の中では図書館の利用をいかに進めていくかが大きな課題となっている。

国でも読書推進に力を入れており、小、中学校ではそれなりの読書量がありながらも高等学校に入ったら読書量がなくなってしまうという実態がある。1か月間に1回も本を読まない高校生が50%を超えているというデータもある。

このような状況のなかで、現在、学習指導要領の改訂が進められているが、新しい学習指導要領では、自ら考え、課題を解決していく力を育むため、様々な探究的な活動が推奨されている。大学入試の改革も同じ方向性で進んでおり、高校生にとって、自ら習得した知識をいかに活用し、それを自分の考えとして展開していくかといった学習活動がこれから求められてくることになる。その意味では、図書館は重要な知の集積の拠点としての役割を果たしていると認識しており、また、各学校図書館の活用も重要であると考えている。

しかし、これまで学校図書館や図書館の職員の役割は限定されていた。新しい学習指導要領に向けた学習活動に生かすためにも、岐阜県図書館の持てるノウハウや知識を学校にも展開し、学校における学びの充実に発揮される取り組みが重要だと考えている。

委員の皆様から様々な意見をいただき、施策に結び付けていきたいと考えているので、ご指導をお願いしたい。

(高橋委員長挨拶要旨)

先日、高等学校の新しい学習指導要領のパブリックコメントが開始されるという記事をいくつかの新聞で見たが、高等学校でも新しい教育を考えていかなければならないということでいろいろ研究を進めている。言語能力の確実な育成や情報を整理したり、議論をしたりする力を育てていくことが一層求められてくるが、少子高齢化や国際化、情報化といった大きな時代の変化を見据えての改革であると考えている。その際に、様々な資料をもとに考えるわけであるが、その資料に誰もがきちんとアクセスできる物理的な手段があって、その利用の仕方が身につけていることが今後、一層重要になると感じている。

前回、委員の皆様からの様々な提言に基づき、県内各地への図書へのアクセスについて改善を図ったという報告を館長からいただいたが、今後も委員の皆様から様々な意見をいただきながら岐阜県図書館が県の中核図書館として一層充実することを期待している。本日は、忌憚のない意見をいただき、充実した会になることを祈念申し上げます。

[事務局から本日の出席者について、委員10名中、9名が出席しており、定足数に達している旨を報告した。]

(委員長)

[委員長は、議題の協議事項である「平成30年度岐阜県図書館の運営」について、事務局の説明を求めた。]

(事務局)

[事務局から、協議事項「平成30年度岐阜県図書館の運営」について説明]

(委員長)

[委員長は、協議事項「平成30年度岐阜県図書館の運営」について、委員の発言を求めた。]

(寺澤委員)

多くの機関との連携が進み、図書館サービスの幅が広がっていると感じた。忙しい中、図書館の方々が「岐阜県図書館の運営方針」推進に向け、じっくり検討し、実現に結び付けてこられていることに敬意を表したい。

こうした図書館の方々の頑張りを知るからこそ、2つの件について十分な検討がされてのことかお聞きしたい。まず一つ目は、マイナンバーカードを県図書館の貸出証として活用する実証事業について、これが県民や利用者にとって有効なサービスとされた理由を説明してほしい。私の周辺にいる利用者からも、マイナンバーカードを持ち歩いたときの危険性やカード情報のセキュリティなど多くの疑問や心配の声が上がっている。図書館界にもマイナンバーカードを貸出カードに活用することには慎重にとの声がある。さらに岐阜県図書館が採用するマイキープラットフォーム方式はポイント付加もあって履歴等にも影響がないか心配だ。図書館がこれまで守ってきたプライバシーの保護や「図書館の自由」は守っていけるのか。先回の会議で提案された平成29年度計画にも挙がっていなかったこの取り組みが、急ぎょ実施された理由、来年度この事業を県下の公共図書館にも広げていくとのことだが、この事業内容に責任をもって進めることができるかお聞きしたい。

館長からメリットとして、マイナンバーカードを貸出証とすれば1枚ですむと説明があったが、それであれば県下共通図書館カードのような方法もあるのではないか。

(矢島課長)

県図書館でマイナンバーカードの個人番号そのものを扱うわけではなく、マイキープラットフォームにアクセスして取得したマイキーIDという番号にアクセスするだけなので、マイナンバーカードの中の情報が漏れることはないと言われている。

マイナンバーカードを持ち歩く必要はあるが、カードを落とした場合、そのカードを悪用した人には非常に重い刑罰に処せられる。

現在は図書館でマイナンバーカードを利用するメリットがないのは事実であるが、国

では、マイナンバーカードでポイントを集めて地域の商店街の買い物などに使える自治体ポイント制度を進めている。

将来的に大きなメリットはあるが、現在は県内の市町が参加していないので、岐阜県図書館が率先して実施しようとするものである。

(倉地委員)

図書館を利用することでポイントがつき、そのポイントで買い物ができることがメリットだということだが、現在、県内では可児市しか参加していない。マイナンバーカードとすることのメリットが説得力あるものでないと利用が広がっていかないのではないか。

(鍋島館長)

現在、マイナンバーカードの普及率は10%にも満たない状況である。普及促進を図るためカード自体に付加価値をつける必要があるなかで、複数の図書館カードを1枚にまとめること、自治体ポイントして利用できるようにすることなどのメリットを生み出すことが考えられているが、現段階では実証実験に参加する自治体が少ないためメリットが感じられない状況である。

(梶井委員)

始められて20日程度経過したばかりであるが、利用状況はどうか。何か問題点はないか。

(酒向課長)

今のところ登録は3件のみである。

(梶井委員)

マイナンバーカードについては国の力の入れ方も違うと思うので、県が始めたということは、いずれ各自治体にも影響が及んでくると思っていたが、今後、どうなっていくのか。方向性としてはそちらだろうと思うが、プライバシーの問題など現実的には難しい面もあるのではないか。

カードが少なくてすむという話については、利便性は必要であるが、決して県が本店で、市町村が支店という関係ではなく、それぞれが独立性をもった図書館であることをご理解いただきたい。

(寺澤委員)

2つ目に、「遠隔地利用サービス」として、有料による宅配サービスが実施されたことについてお聞きしたい。

先回の協議会終了時に意見を求めらて、周辺の図書館や対象としてあがっていた遠方の図書館事情を聞いたり調べたりしたうえで、「図書館無料の原則」からも資料利用に對価を徴収することに抵抗があったこと、第1回協議会で相互貸借の利用促進（定期配送便を週1回から2回に増やす）計画が出た折でもあり、市町村図書館連携にもつながると「インターネットで直接申し込み、市町村図書館等で岐阜県図書館等の図書を無料で受け取る」改善策を支持する意見を出させていただいた。

計画されていた相互貸借の利用促進計画が見送られ、「直接個人に有料で宅配」の結論に至った理由をお聞きしたい。

「有料では」と利用をあきらめる話も聞こえてきている。送料の負担についてどう考えられたかお聞きしたい。

(鍋島館長)

相互貸借の便数が増えるのが一番よいが、市町村図書館の人手が厳しいということでご理解が得られていない状況である。現在、週2回運行している4市町のうち2市町が効果がないということで、やるのであれば全市町村が参加して便数を増やすことが重要であるが、今のままではメリットがない。

遠隔地の利用者がすぐに借りたい場合、これまでは当館に直接、来館していただく必要があった。そこで、遠隔地サービス向上の一環として、郵送で蔵書を貸し出すサービスを開始した。市町村の図書館においても例えば高山市のような広いエリアをもつ市町村では、市町村の中でも有料の宅配サービスを行っているところもある。遠方にお住いの方にとって本を借りるためのひとつの手段として提供させていただいたものである。

図書館資料の利用そのものは当然無料であるが、個人の自宅まで配達する経費までを無料とすることは困難であるので、ご理解願いたい。

(梶井委員)

送料を有料とすることに関して、文科省の見解を確認しているか。

(矢島課長)

図書館法の逐条解説などで地方公共団体の判断に委ねられていることを確認している。また、他の都道府県で宅配サービスを無料としているところはない。当館の場合、返却時は遠隔地サービスを利用すれば片道分の費用ですむ。

(藁袋委員)

県図書館が相互貸借定期便の週2回運行を提案され希望があった4館、少なくとも増加した2館について、これをもとの週1回に戻してしまうのではなく、実験ということで1～2年続けてはどうか。そうすることにより、徐々に利用が増えていくことにつながっていくのではないか。市町村でも仕事の見直しなどにより対応していくべきではな

いという機運が出てくるかもしれない。

(多田主幹)

市町図書館から対応できないという意見もあり継続は難しい。

(梶井委員)

利用頻度に関わってくるのではないかと。子どもが県のシステムを使って借りているのは年間 100 冊程度に過ぎず、相互貸借に依存している部分は非常に低い。利用者からの要望もないという現状でこのような回答となった。

(片山委員)

新しい学習指導要領で、国語科の指導事項に読書が入った。また、言語活動で学校図書館などを利用し、という文言が入ったが、これは大変画期的で喜んでいる。

学校図書館の立場から県図書館の存在は心強く、セット文庫でもお世話になっているが、地域との図書館との連携により学校も助かっており、新学習指導要領にも対応していけると思っている。

今後、小中学校の立場から県図書館にいろいろと要望していきたいと考えているのでお願いしたい。例えば、おすすめの 1 冊コンクールについて、小中学生を対象としたものを実施していただけないか。また、学校司書の研修の場があまりないので、県図書館に力を貸していただきたい。

(鍋島館長)

おすすめの 1 冊コンクールについては、既存の他のコンクールと重複しないよう対象を整理しているのでご理解願いたい。

また、学校司書の研修については、県教育委員会と連携して実施したいと考えている。

(倉地委員)

町内の民生委員からぎふメディアコスモスで研修を受けたという話をきいたが、県図書館が福祉や教育に関し、能動的な課題解決の取り組みをこれだけ積極的に実施しているのを知り、ぜひ民生委員の研修の場として県図書館に来ていただいて、県図書館では何をやっているか理解していただけると、自分の仕事と図書館がどのように関わっているのか理解できるのではないかと感じた。

(寺澤委員)

現在、岐阜県図書館の入館者に向けてアンケートが実施されているが、ぜひ市町(村)図書館向けにもアンケートを実施していただきたい。市町(村)図書館は県図書館の利

ユーザーでもあるので、どんな支援が助かっているか、県立図書館に何を期待しているか、市町（村）図書館向けのこんなサービスを知っていますかなど、県図書館の業務を知ってもらい、かつ、市町（村）の図書館も向上できるよう、連携・支援を進める上で市町村公共図書館向けの継続したアンケート実施をお願いしたい。

（多田主幹）

市町の図書館とは地区ごとに意見交換会を実施し、その場で意見聴取をしている。また、県内の市町村図書館が集まる公共図書館協議会の場や各地区の代表者が集まる理事会、館長研修会等で説明したり、意見を聴取している。現在は、市町図書館のひとりひとりのアンケートは行っていないが、その図書館の代表する意見を吸い上げる形で実施している。

（加藤委員）

前回の会議で、スマートフォンへの導入が分かりづらいと申ししたところ、早速対応していただいたが、イベント情報なども見られるような利便性がほしい。

レファレンス件数が目標値に設定してあるのはなぜか。件数を増やさなければならぬというような業務へのプレッシャーになるのなら、やめた方がよいと思う。

チラシやパンフレットは非常に見やすくよくできていると感じているが、デザインは外注されているのか、内製でやってみえるのか。

（酒向課長）

数年前、図書館の基本方針を決めたときに、それまでは貸出しに力を入れていたが、それに加え課題解決に比重をおくという中で、レファレンス件数は数えやすいということもあり指標に入れた。レファレンスの記録忘れのないようにとは言っている。

（加藤委員）

レファレンスをしやすい環境づくりが基準になるという解釈でよいか。

（酒向課長）

レファレンスサービスを行っていることを周知することは大事だと思う。

（矢島課長）

チラシやパンフレットは、見積もり合わせで業者を決定しているが、業者から初校が出てきた段階で県の広報課において、色や構成、全体のバランスを見てもらうという仕組みが県庁全体でできている。職員が手作りしたものも広報課のデザイン指導を通して作成している。

(寺澤委員)

図書館が教育委員会から知事部局へ移管されたことについてお聞きしたい。「図書館員の所管は教育委員会から知事部局へ移されるが、図書館のあり方、法的位置づけは、これまでどおり何ら変わらない」と説明を受けたが、理解できないでいる。これによって多くの組織との連携が進んだと聞いたが、それは教育委員会のもとでも行うことができるとし、実際行っている自治体もあると聞いている。

法的には変わらないということだったので、図書館協議会には従来どおり教育委員会からの同席を要望し、それが認められたことはうれしく思っている。

ただ、図書館は教育機関に位置づけられ、図書館法は教育基本法のもとにおかれ、図書館は教育委員会に所属するものと思っていた。教育行政の政治的中立性を確保するために教育委員会は一般行政から独立した形で存在するのではないのか。教育機関である図書館がなぜ知事部局に移管されたのか、このことで政治的中立は保たれるのか。図書館は政治的などころから離れているからこそ、「図書館の自由」や基本的人権が保障されてきたと思うが、心配はないか。

(鍋島館長)

知事部局への移管の効果としては、これまで文化施設の所管が教育委員会と知事部局に分かれ、文化施設間の連携が難しいところがあったが、県民文化局の中で文化行政が一元的に運営され、美術館、博物館等との連携もしやすくなっている。

政治的利用の点については、首長の個人的な思想によるところが大きいと思うが、当県においては、知事と教育長、教育委員の意見交換の場もあり、そういった懸念はないと考えている。

(北岡学校支援課長)

教育委員会の仕組みは政治的な中立性の担保という大きな役割を果たしているが、時代の変遷とともに教育委員会の在り方も変化し、現在、必ず教育委員会が担わなければならない事務は、学校教育そのものと文化財の事務だけになっている。生涯学習やスポーツ、文化等のその他の事務は、各自治体の判断で首長部局が担うことも可能とされているなかで、岐阜県では文化行政の一元化、生涯学習の一体推進という観点から組織が再編された。

政治的中立については、首長個人の資質によるが、その首長を選ぶのは住民であるので、各住民の良識に任せるのが第一である。教育委員を任命するのは知事である。もちろん、教育委員の任期満了日が同日となっていないので、教育委員会制度そのものに教育行政の政治的中立性を担保するための仕組みが搭載されているわけではあるが、教育委員会の所管に属していれば政治的中立が完全に担保されるというものではない。

図書館を所管する組織が教育委員会から知事部局へ移管されたことにより政治的中立が守られなくなるものではないということで、「何も変わらない」という説明があったの

ではないか。

(金森委員)

事前に館内を見させてもらったが、配置が見やすくなったという印象を受けた。発達障害のコーナーができていたり、ぎふ清流の国文庫が見やすくなっていた。

私たち委員ができることを考えたときに、情報共有・発信型図書館に加えて、連携が大事だと考えている。図書館から発信された情報をもとに、各々が置かれた立場で情報を発信していくことが大事だと思う。

私の立場で言えば、先日、明治 150 年の式典に参加し感銘を受け、小学校の図書館だよりも文章を載せたところ、花子や歴史など関連する本の貸出が非常に増加した。

発達障害については、先生方でもまだ分からない部分が多く、購入の要望があるので、LGBTについての理解を含めこういった本を学校でも増やしていきたいと考えている。

学習指導要領の改訂に伴って、読む、書く、話すがとても大事になってきている。これは国語科だけではなく、すべての教科に当てはまることで、学校では週に 1 時間必ず一コマ図書館利用の時間を設け、読書の習慣化を推進している。

これからも自分たちの置かれた立場で、県図書館からいただいた情報を発信していく応援団になっていけたらと感じた。

(堀江委員)

先日スタンプラリーの冊子をいただいたが、親の目線からすると、子どもをどうやって図書館に連れていくかを考えている中で、あのスタンプラリーは子どもがわくわくしそうだと感じて見ていた。学校の図書委員の子たちも本を借りる冊数をどうやって増やそうかと考えていると思うので、学校の図書館と連携したスタンプラリーを企画していただけるとよいのではないか。

(鍋島館長)

スタンプラリーの学校との連携については、具体的にどういったものができるか、新年度に検討させていただく。

(葉袋委員)

今回の報告は大変充実した内容となっている。連携・協力を柱として、能動的課題解決支援を全面的に展開されている。特に、福祉分野に進出されているのは高く評価できる。

相互貸借について、方法にはこだわらないので、たくさん借りたいという市町村図書館の意欲を伸ばす方向で、実験でもよいので取り組んでいただきたい。梶井委員から冊数が少ないという話もあったが、それが県立図書館の役割であるし、冊数が少ないということはあるが、その資料がまさに利用者が求めている資料で、それを提供するのが県

立図書館の仕事ではないか。

国立国会図書館のデジタル化資料送信サービスを私も利用しているが、図書館利用の飛躍的な発展だと思うので、これを県民の皆さんに広報していただけないか。

昨日、図書館のホームページを見たが、データベースの項目が一番下にあった。国立国会図書館の古い資料が地元で利用できるようになったことをもう少し大きく取り上げていただく価値があるのではないか。特にいろいろな図書館に聞くと、これを利用する方はリピーターになるということなので、利用者を増やす意味でも非常に大きな意味があると思う。

また、ウェブサイトはよくできているが、アクセス件数が減っているということなので、もう一工夫するとよいのではないか。他県のホームページも参考にし、例えば医療情報サービスやビジネス支援、学校支援など、もう少し目立つような形に編集してはどうか。ホームページはポータルサイトとして利用されているので、国立国会図書館やC i N i i（サイニー）と組み合わせてポータルサイトとして利用できるようにしてはどうか。国立国会図書館が県外図書館の一項目になっていたり、東京都立中央図書館や愛知県図書館、三重県図書館はリンクが貼られていない。公共図書館、中部地方の図書館を重視することも必要ではないか。また、全国公共図書館協議会もリンクが貼っていないので、ホームページのアクセス数を増やすためにはもう一工夫していただきたい。

図書館評価の方法について、現在の報告書は、資料費で購入した本がどのようにサービスに活用されているか流れが分かるようになっていたので大変よい。望ましい基準ではサービスだけでなく、運営についても評価することになっているので、次回の計画では運営についても評価していただきたい。例えば、基本的運営方針や事業計画、この図書館協議会など、サービスと運営の両方を評価していただきたい。目標数値については、現実的な数値となるよう、他県では過去3年間の平均値に一定比率をかけるという方法もあるので検討してはどうか。

本日の会議で法規関係の問題も出たが、委員の皆様が理解しやすくするため、図書館法や「ユネスコ公共図書館宣言 1994年」、望ましい基準、学校図書館法などを収録した小冊子を配布していただけないか。

（寺澤委員）

以前、図書館協議会委員に図書館関係基本資料の配付を要望し、平成22年度から実現されたと記憶している。実際、平成24年度、委員に就任した際、『図書館学基礎資料 第十版』（樹村房）の配付を受けた。この協議会委員への資料配付は現在も継続していたのではなかったか。

本日の会議では丁寧な説明、意見を多くいただいた。これまで以上に丁寧な議事録としてまとめていただけるようお願いしたい。

(委員長)

[委員長は、協議事項に対する質疑意見を打ち切り、各委員の意見を参考に事業を進められるよう事務局に依頼し、今後のスケジュールについて事務局に説明を求めた。]

(事務局)

[今後のスケジュールについて説明]

次回の協議会の開催は、平成30年7月の開催予定。

[本日の協議事項の審議がすべて終了したことを確認し、午後3時50分に閉会宣言した。]